令和６年度　公文書開示（３月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R7.2.17	R7.3.3	バス停留所上屋新設等単価請負工事（単価契約）（５交自第1889号）	202	1															交通局資産運用部契約課
2	R7.2.17	R7.3.3	希望票兼予定監理技術者等調書	1		1					1	1							「希望票兼予定監理技術者等調書の担当者氏名、配置予定技術者の氏名及び交付番号」 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため。（第７条第２号） 「希望票兼予定監理技術者等調書の担当者のE-mailアドレス」 当該企業が公表しておらず、公にすることにより、業務とは関係のない連絡が増えるなどし、当該企業の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。（第７条第３号）	交通局資産運用部契約課
3	R7.1.7	R7.3.7	令和６年６月12日から同年７月２日までに〇〇から東京都交通局に対し送付された、〇〇に関するメール本文及び添付文書			1					1				1				対象公文書に記録されている情報は、法人が運営している事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（第７条第３号） また、当該情報は〇〇の加盟事業者をはじめとする関係事業者外へ公表を前提とせず共有された各事業者の事業に関する情報であって、公にすることにより、〇〇及び各加盟事業者との信頼関係を毀損し、以降の事業者間の情報共有に支障を来すなど、当局事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第７条第６号）	交通局総務部企画調整課
4	R7.1.16	R7.3.10	令和６年10月29日付　6交総第885号 タイアップの実施に係る覚書の締結について（〇〇）	2		1									1				職員の公用携帯電話の電話番号は、公にすることにより、当該職員の電話宛てに本来の業務目的以外の電話が大量又は無差別に発信されるなど、当該組織の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第７条第６号）	交通局総務部企画調整課
5	R7.2.28	R7.3.12	2025年２月15日に東22系統又は錦22系統を運行していた車両のうち、錦糸町駅前のバスターミナルに同日19時より前の時刻で、最も19時に近い時刻に到着した車両のドライブレコーダーの記録					1											当該記録は本開示請求時点で既に上書き消去されており、実施機関では保有しておらず不存在である。	交通局自動車部営業課
6	R7.3.4	R7.3.13	2025年２月28日までに取得し保管している、東京都地下高速電車旅客営業規程第29条に規定する一般用特別補充券の発行控え（乙片）及び入きょう式特別補充券の発行控え（乙片）並びに、東京都地下高速電車旅客取扱要綱第52条に規定する乙片送付票。	22	1															交通局電車部営業課
7	R7.3.4	R7.3.17	令和７年１月21日（火曜日）午後３時35分に、〇〇から〇〇に送信された、「開示請求対応について」という件名の電子メール	1	1															交通局総務部総務課
8	R7.3.6	R7.3.17	都営地下鉄浅草線、三田線、新宿線及び大江戸線の令和７年度車両入場計画					1											当該請求に係る公文書は作成しておらず、存在しないため。	交通局車両電気部車両課
9	R7.3.4	R7.3.18	デジタルサービス局から与えられている交通局各課の組織メールアドレス一覧	2		1									1				東京都交通局は事業の性質上、問合せ窓口をお客様サービス課（お客様センター）に一本化し、直接対応を行うほか、必要に応じて関係部署と協議して対応するなどにより、お客様からの意見をもれなく、的確に対応することを志向しており、これを踏まえて組織メールアドレスの公開をお客様サービス課に絞っている。事業の性質上、お客様サービス課以外の組織メールアドレスを公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。（第７条第６号）	交通局総務部お客様サービス課
10	R7.3.7	R7.3.18	令和７年２月27日付新宿線瑞江駅エレベーター設置土木工事（契約番号05-10009）に係る以下の内容 変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表及び諸経費計算書	61	1															交通局建設工務部計画改良課

令和６年度　公文書開示（３月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
11	R7.3.7	R7.3.21	東京都交通局の令和６年度バス乗務員に対して日常的に行う指導・教育年間計画の７～９月の備考欄にある運行経路における道路や交通情報を事前に把握する必要性について学ぶとあるが交通情報は事前情報を含め、現状を交通局は随時通知すべきものと思われる事前情報の内容が分かる文書					1												当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	交通局自動車部営業課
12	R7.3.7	R7.3.21	事務連絡令和６年４月12日〇〇発出営業所長・副所長・統括課長代理殿文書『令和６年度乗務員指導教育計画について』に旅客自動車運送事業は、輸送の安全の確保と旅客の利便性を図ることを目的としており、この目的を達成するため、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成１３年１２月３日国土交通省告示１６７６号）に基づき、適正な指導及び監督を実施するものとする。の文書についての〇〇の記載であるが、どの行政が出した文書か不明である。さらに、あて先もどの行政がだした文書か不明である。さらに、各所実施するにあたっては、別途通知するとあるが別途の文書は日付、差出人、宛先の記載がない。地方自治法１３８条の二の二にある違反している。教示を受けることが困難である。法令遵守の特別な定めの文書があると思われる。この文書					1												当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため。	交通局自動車部営業課
13	R7.3.17	R7.3.25	都民の声窓口事業実施要綱（令和４年３月31日付３生広声674号）	4	1															交通局総務部お客様サービス課
14	R7.3.19	R7.3.31	「浅草線浅草駅連絡通路部出入口整備に伴う土木工事」について、６交資第2666号　令和７年３月７日付変更及び特別措置適用における新単価に関する以下の内容 工事変更理由書、変更工事費総括書、変更工事総括書、変更種別内訳書、代価明細表及び諸経費計算書	304	1															交通局建設工務部計画改良課